

奈良県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
リハビリ訪問 看護ステーション ピナス 郡山	大和郡山市小泉 町五五三―五 リバーフィール ド二〇五	大和郡山市小泉 町五五三―五 リバーフィール ド二〇五	大和郡山市小泉 町五二二―四 コート・コスモ 二〇一	令和六年二月 一日
訪問看護ステーション 花花	葛城市今在家二 九一―二 平屋 東号	葛城市今在家二 九一―二 平屋 東号	葛城市長尾九三	令和六年二月 一日